

遠隔地通学者に対する補助制度

本校では「遠隔地通学者」を支援するため、下記のとおり本校独自の補助金を用意しています。

項目	内容
1. 対象者	下記対象中学校出身者でその校区居住者
2. 通学交通費補助額	年間100,000円(給付方式)
3. 対象者の抽出方法	自主申告制。本人が「通学交通費補助申請書」を毎年4月月初に提出
4. 支払方法	(1) 本人の申告に基づき、事務室で出身中学校と居住地を確認 (2) 5月末・10月末に授業料振替口座に振り込み(6か月分先払い) (3) 転居の場合は精算

【対象中学校】

地区	市町村	中学校
兵庫県 阪神地区	猪名川町	すべての 公立中学校
	川西市	
	宝塚市	
	伊丹市	
	西宮市	塩瀬中学
	三田市	藍中学
北播地区	加東市	東条中学
淡路島地区	すべての 公立中学校	
中播磨地区		
西播磨地区		
丹波地区		
但馬地区		
大阪府	すべての公立中学校	

【注】

- 令和2年度現在のスクールバスの運行地域(利用者)は対象外です。
- 令和4年度からのスクールバス運行エリアの見直し(一部運行廃止)に伴い、令和3年度に下記地域から入学される方につきましては、2年生より遠隔地補助制度の対象となります。(令和3年度のスクールバスの利用は可能です。)

三田市	西脇市	多可町
加西市	加東市	